

## 結 果 の 概 要

この結果は、令和2年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

### 1 施設の状況

#### (1) 施設数

施設の種類の別々に施設数をみると、「保育所等」は29,474施設で前年に比べ737施設、2.6%増加している。また、「有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)」は15,956施設で前年に比べ822施設、5.4%増加している。(表1、総括表)

表1 施設の種類の別々にみた施設数

	令和2年 (2020)	令和元年 (2019)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
総数	80 723	78 724	1 999	2.5
保護施設	289	288	1	0.3
老人福祉施設	5 228	5 262	34	0.6
障害者支援施設等	5 556	5 636	80	1.4
身体障害者社会参加支援施設	316	315	1	0.3
婦人保護施設	47	46	1	2.2
児童福祉施設等	45 722	44 616	1 106	2.5
(再掲)保育所等 <sup>1)</sup>	29 474	28 737	737	2.6
母子・父子福祉施設	56	60	4	6.7
その他の社会福祉施設等	23 509	22 501	1 008	4.5
(再掲)有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	15 956	15 134	822	5.4

注：詳細は9ページ 総括表参照

1) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

#### (2) 定員・在所者数・在所率

施設の種類の別々に定員をみると、「保育所等」は2,858,117人、「有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)」は609,472人となっている。

また、施設の種類の別々に在所者数をみると、「保育所等」は2,624,335人、「有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)」は521,013人となっている。(表2、総括表)

表2 施設の種類の別々にみた定員・在所者数・在所率

	令和2年10月1日現在		
	定員(人) <sup>1)</sup>	在所者数(人)	在所率(%) <sup>2)</sup>
総数	4 034 944	3 642 649	91.3
保護施設	19 108	18 216	95.4
老人福祉施設	158 379	144 390	91.4
障害者支援施設等 <sup>3)</sup>	187 939	151 215	92.7
婦人保護施設	1 329	296	28.3
児童福祉施設等 <sup>5)</sup>	3 058 717	2 807 519	92.1
(再掲)保育所等 <sup>4)</sup>	2 858 117	2 624 335	92.1
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	609 472	521 013	86.8

注：詳細は9ページ 総括表参照

- 1) 定員及び在所者数は、それぞれ定員又は在所者数について調査を実施した施設のみ、集計している。
- 2) 在所率(%) = 在所者数 ÷ 定員 × 100により算出している。ただし、定員不詳、在所者数不詳の施設及び在所者数について調査を行っていない施設を除いて計算している。
- 3) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分のみであり、在所者数は入所者数と通所者数の合計である。在所率は在所者数のうち通所者数を除いて計算している。
- 4) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。
- 5) 総数、児童福祉施設等の定員及び在所者数には母子生活支援施設を含まない。

(3) 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者の総数は1,209,999人となっている。これを施設の種別、職種別にみると、保育所等の「保育士」は382,375人、「保育教諭」は116,319人（うち保育士資格保有者は106,901人）となっている。また、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）の「介護職員」は133,640人、障害者支援施設等の「生活指導・支援員等」は63,182人となっている。（表3）

表3 施設の種別別にみた職種別常勤換算従事者数

(単位:人) 令和2年10月1日現在

	総数	1) 保護施設	1) 老人福祉施設	障害者支援施設等	婦人保護施設	1) 児童福祉施設 (保育所等・地域型保育事業所を除く)	2) 保育所等	2) 地域型保育事業所	母子・父子福祉施設	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)
総数	1 209 999	6 353	39 598	108 689	373	87 622	691 834	56 429	225	218 875
施設長・園長・管理者	57 145	213	2 381	3 875	29	4 530	28 892	5 827	18	11 379
サービス管理責任者	4 035	...	...	4 035	...	...	...	...	...	...
生活指導・支援員等 3)	92 175	799	4 324	63 182	149	14 996	...	...	4	8 721
職業・作業指導員	3 888	64	117	2 621	13	501	...	...	2	570
セラピスト	6 981	6	141	1 034	7	3 560	...	...	-	2 233
理学療法士	2 507	2	42	535	-	1 025	...	...	-	903
作業療法士	1 659	2	34	347	-	835	...	...	-	441
その他の療法士	2 816	2	65	152	7	1 700	...	...	-	889
心理・職能判定員	49	...	...	49	...	...	...	...	...	...
医師・歯科医師	3 268	25	130	322	4	1 297	1 245	166	0	79
保健師・助産師・看護師	53 543	444	2 533	5 429	23	11 337	12 521	779	-	20 477
精神保健福祉士	1 358	86	15	1 005	1	...	...	...	...	251
保育士	403 632	...	...	...	...	19 248	382 375	2 001	8	...
保育補助者	26 489	...	...	...	...	...	26 408	81	...	...
保育教諭 4)	116 319	...	...	...	...	...	116 319	...	...	...
うち保育士資格保有者	106 901	...	...	...	...	...	106 901	...	...	...
保育従事者 5)	33 604	...	...	...	...	...	...	33 604	...	...
うち保育士資格保有者	31 347	...	...	...	...	...	...	31 347	...	...
家庭的保育者 5)	1 327	...	...	...	...	...	...	1 327	...	...
うち保育士資格保有者	1 015	...	...	...	...	...	...	1 015	...	...
家庭的保育補助者 5)	779	...	...	...	...	...	...	779	...	...
居宅訪問型保育者 5)	112	...	...	...	...	...	...	112	...	...
うち保育士資格保有者	89	...	...	...	...	...	...	89	...	...
児童生活支援員	641	...	...	...	...	641	...	...	-	...
児童厚生員	10 857	...	...	...	...	10 857	...	...	-	...
母子支援員	706	...	...	...	...	706	...	...	-	...
介護職員	166 734	3 250	18 020	11 822	2	...	...	...	...	133 640
栄養士	33 446	201	2 101	2 428	19	1 545	23 499	1 934	-	1 718
調理員	86 291	559	4 846	4 976	50	4 062	53 615	4 069	3	14 111
事務員	40 604	438	2 778	5 103	43	3 938	17 098	1 054	78	10 075
児童発達支援管理責任者	1 238	...	...	...	...	1 238	...	...	-	...
その他の教諭 6)	4 901	...	...	...	...	...	4 901	...	...	...
その他の職員 7)	59 877	268	2 211	2 807	35	9 166	24 961	4 696	111	15 621

注：従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「...」とした。

- 1) 保護施設には医療保護施設、老人福祉施設には老人福祉センター(特A型、A型、B型)、児童福祉施設(保育所等・地域型保育事業所を除く)には助産施設、児童家庭支援センター及び児童遊園をそれぞれ含まない。
- 2) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所、地域型保育事業所は小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、小規模保育事業所C型、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び事業所内保育事業所である。
- 3) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活相談員、生活支援員、児童指導員及び児童自立支援専門員を含むが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。
- 4) 保育教諭には主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則にある保育教諭等の資格の特例のため、保育士資格を有さない者を含む。
- 5) 保育従事者、家庭的保育者、家庭的保育補助者及び居宅訪問型保育者は地域型保育事業所の従事者である。なお、保育士資格を有さない者を含む。
- 6) その他の教諭は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条に基づき採用されている、園長及び保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む)以外の教諭である。
- 7) その他の職員には、幼保連携型認定こども園の教育・保育補助員及び養護職員(看護師等を除く)を含む。